

## 三重県環境負荷低減事業活動実施計画認定等委員会運営要領（農畜産物）

令和5年5月9日 農林水第17-73号

三重県農林水産部長通知

### 第1 趣旨

この要領は、環境と調和のとれた食料システム食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）及び三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（令和5年3月、三重県、県内全29市町、以下「基本計画」という。）、三重県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和5年5月9日付け農林水第17-69号三重県農林水産部長通知）に基づく認定について、三重県環境負荷低減事業活動に関する計画認定等委員会を設置し、環境負荷低減事業活動の推進を図るものである。

### 第2 名称

本会は、三重県環境負荷低減事業活動実施計画認定等委員会（以下「計画認定委員会」という。）という。

### 第3 構成

計画認定委員会は、県庁関係各課（農産園芸課、農産物安全・流通課）、農業研究所、中央農業改良普及センターから選出された代表者により構成する。

なお、上記のほか、必要に応じて市町、畜産課、畜産研究所、病虫害防除所等の関係機関についても構成員とすることができる。

### 第4 役員

1 計画認定委員会に次の役員をおく。

委員長 1名  
副委員長 1名  
委員 若干名

2 委員長は農産園芸課長、副委員長は委員長が指名した者をもってあてる。

### 第5 所掌事務

計画認定委員会は三重県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第3の3の事項について、審議し認定制度の円滑な実施を図るものとする。

- 1 三重県環境負荷低減事業活動実施計画の審査
- 2 その他必要な事項

### 第6 職務

委員の職務は次のとおりとする。

- 1 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副委員長は委員等を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。
- 3 委員は認定委員会の任務を遂行するために必要な事項を審議する。

## 第7 会議

計画認定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

## 第8 専門部会の設置

専門分野における検討のため、必要に応じて専門部会（作物部会、野菜部会、果樹部会、茶部会、花き花木部会、畜産部会等）を設置できるものとする。

なお、検討会は、農産園芸課長が招集するものとする。

## 第9 事務局

計画認定委員会の事務局を農産園芸課内におく。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

## 附則

この要領は、令和5年5月9日から施行する。